

## 津島市文化活動全国大会等出場奨励金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、文化活動の各部門で活躍し、全国大会等に出場する個人又は団体を激励することにより、本市の教育・文化の振興に寄与し、市民の学習意欲や能力を高めることを目的とする。

### (対象)

第2条 奨励金の支給を受けることができる者は、津島市内に在住、在勤、在学のいずれかに該当する個人又は団体で、文化活動の各部門の全国大会等に予選又は選考会を経て出場し、市長が適当と認める者とする。

2 但し、次に掲げる場合は前項の規定にかかわらず、支給の対象外とする。

- (1) 団体種目の地区予選において申請者が控え要員である場合
- (2) 出場種目を生業とする者
- (3) 個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合
- (4) 市内団体が、暴対法第2条第2号に規定する暴力団に該当し、又はその役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が暴力団員に該当する場合

### (組織)

第3条 市外に活動拠点を置いている団体に所属する市内在住、在勤又は在学の者が、前述の団体が活動の種目としている団体種目において全国大会等に出場する場合には、その人数に応じて第4条第3号に示す金額を支給する。上記の者は第4条第3号ロの例外を除き、同条同号イの個人として扱うものとする。

但し、市外活動団体の構成員が津島市内在住、在勤又は在学の者だけで占められている場合は、例外として第4条第2号と同様に扱うものとする。

### (奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 個人 5,000円
- (2) 市内活動団体 10,000円
- (3) 市外活動団体の構成員に市内在住、在勤、在学以外の者が含まれる場合は、申請者の人数に応じて下記金額を支給する。
  - イ) 1人以上4人以下の場合は各個人に2,000円
  - ロ) 5人以上の場合は団体として扱い、団体に8,000円

### (支給の申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする者は、以下の書類を市長に提出しなければならない。

但し、同一の個人又は団体が同一種目で支給申請をできるのは当該年度につき一度のみとする。なお、第1号及び第2号については、どちらか該当するものを提出することとする。

- (1) 津島市文化活動全国大会等出場奨励金支給申請書（個人用）（様式第1号）
- (2) 津島市文化活動全国大会等出場奨励金支給申請書（団体用）（様式第2号）
- (3) 出場する大会の開催要綱又はその写し
- (4) 予選大会の結果が分かる物又はその写し

- (5) 予選大会におけるメンバー表又はその写し（団体種目のみ）
- (6) 口座振込依頼書（様式第6号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が書類を提出することができない特別な事由があると市長が認めるときは、委任状（様式第5号）を提出することにより、第三者に申請に係る一切の権限を移譲することができる。

但し、第三者が次に掲げるいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人
- (3) 被補助人
- (4) 第2条第2項第3号に掲げる暴力団員

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこの要綱に基づき内容を審査し、適当と認めた場合は津島市文化活動全国大会等出場奨励金支給決定通知書（様式第3号）により通知し、申請者が指定した口座に奨励金を振込むものとする。

（不支給の決定）

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、速やかにこの要綱に基づき内容を審査し、不相当と認めた場合は津島市文化活動全国大会等出場奨励金不支給決定通知書（様式第4号）により、その理由とともに通知をするものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。